

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和3年12月定例会

議案の 件名	議案第56号 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
本市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定めるところによる。		他市も、同様の改正を行う。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
産科医療補償制度を運用する（公財）日本医療機能評価機構において同制度の補償対象基準の一部見直しが行われ、保険料の掛金を4,000円引き下げること、社会保障審議会医療保険部会において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額を42万円に維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、健康保険法施行令が一部改正されることから本市条例を改正するもの。		令和2年度実績 …… 39件 15,403,830円 令和3年9月末現在 …… 13件 5,042,520円					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年12月23日 社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の補償対象基準の一部見直しされたが、出産育児一時金等の総支給額を42万円に維持すべきとされた。 令和3年8月4日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布（令和4年1月1日施行） 		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		11. 困難を抱えている人をみんなで支えあっている 12. 安心して子どもを生み育てることができる。 24. まちなかに元気な子供たちの笑顔があふれている			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
策定年度							
計画期間							
〈市民参加の状況〉							
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和4年1月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		市民部	医療保険課	有 ・無 新旧対照表等			

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1. 改正の目的

産科医療補償制度を運用する（公財）日本医療機能評価機構において同制度の補償対象基準の一部見直しが行われ、保険料の掛金を 4,000 円引き下げて 12,000 円に改定し、令和 4 年 1 月以降の分娩から適用することとされた。

これを受け、厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において出産育児一時金については、合計額 420,000 円を維持し、本人給付分は 4,000 円引き上げ、408,000 円とすることが了承された。

以上を踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、健康保険法施行令が一部改正されることから、本市条例について所要の改正を行う。

2. 改正の内容

交野市国民健康保険条例第 7 条に規定する出産育児一時金の額について、以下のとおり改正する。

現行

本人給付分 404,000 円＋産科医療補償制度（※）における保険料の掛金 16,000 円
合計 420,000 円

変更案

本人給付分 408,000 円＋産科医療補償制度（※）における保険料の掛金 12,000 円
合計 420,000 円

（※）産科医療補償制度

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的とするもの。

3. 施行日

令和 4 年 1 月 1 日

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を超えない額を加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>